

社会福祉法人黒石市社会福祉協議会地域歳末たすけあい募金配分要綱

(平成13年黒社協要綱第1号)

(目 的)

第1条 この要綱は、地域歳末たすけあい募金に寄せられた募金を、黒石市における在宅福祉サービスの向上のために配分することを目的とする。

(配分事業及び事業の対象者)

第2条 配分事業は、在宅福祉サービス事業全般とする。

(例) 「クリスマス会」「餅つき会」「年忘れ忘年会」「お餅配布」「雪下ろし」

「おせち弁当配布」「ふれあい昼食会」「新年パーティー」など

2 事業の対象者は、黒石市民で社会的ハンディを持つ人・世帯とする。

(例) 「障害児者」「一人暮らし老人」「高齢者夫婦世帯」「母子父子世帯」など

(事業の実施期間)

第3条 事業は、12月1日から翌年1月31日までの間に実施するものとする。

(配分団体)

第4条 配分を受ける団体は、次の例のとおりとし、1年度につき1団体1事業とする。

(例) 「地区社協」「地区民児協」「福祉団体」「婦人団体」「町内会」「学校」

「サークル」「グループ」など

(配分金)

第5条 配分金額は、1事業当たりの経費の80%以内(千円未満切捨て)とし、上限を5万円とする。ただし、社会福祉法人黒石市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が主催する事業については、この限りでない。

(配分申請)

第6条 配分を受けようとする団体は、事業実施年度の10月31日までに、配分申請書(様式1)を市社協に提出するものとする。

(配分の内定又は否決)

第7条 配分申請締切り後速やかに事務局審査を行い、11月15日までに内定又は否決を配分申請団体に通知するものとする。

(配分の決定又は否決)

第8条 市社協会長は、事務局審査において内定した事業を青森県共同募金会に配分申請し、青森県共同募金会配分委員会の審査を経て、決定又は否決を配分申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 配分を受けた団体は、事業実施後1ヶ月以内に、市社協に実績報告書(様式2)を提出しなければならない。

(剰余金の処理)

第10条 事業終了後の総経費が第5条に定める配分金を下回った場合には、剰余金として市社協に返還しなければならない。

(委 任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市社協会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する